

農泊の推進・レベルアップ事業 (リフレッシュプログラムモニターツアー) 業務委託仕様書

1 業務名

農泊の推進・レベルアップ事業 (リフレッシュプログラムモニターツアー) 業務委託

2 目的

三重県の農山漁村地域の活性化を図るため、本県では農泊（渚泊も含む）の取組を推進し、地域資源を活用したビジネスを展開する人材の育成や、多様な主体との連携による集客力強化に取り組んできた。

一方、仕事や周囲との人間関係などでストレスを抱える労働者が増加する中、「軽度な農作業がストレス軽減効果や幸福感をもたらす」といった研究結果がある。[農業・農村の新たな価値を提案する「アグリヒーリング」～ 順天堂大学・千葉吉史研究員 | 日本食農連携機構 \(jfac.jp\)](#)

本業務委託においては、リフレッシュできる農作業や自然体験を組み入れた農泊プログラム（以下、「リフレッシュプログラム」という。）の開発を支援し、モニターツアーを実施する。これにより、企業や大学等に福利厚生や研修、校外学習の場としての利用を提案することで新たな需要を開拓し、多くの宿泊者が農山漁村に訪れることで農山漁村地域の活性化に繋げることを目的とする。

なお、本業務において、農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいう（農林水産省ホームページ [「農泊」の推進について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#) から引用)。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

(1) リフレッシュプログラム作成のためのセミナーの実施

農泊事業者や今後農泊を提供することを考えている農業者、地域資源を活用したビジネスを実施している方等を対象とし、リフレッシュプログラムに必要な知識を習得させるセミナーを次のとおり企画・実施する。セミナー受講者に実施可能なリフレッシュプログラム（4（1）④アの様式に記載すること）を作成させ、三重県に提出すること。なお、セミナー受講者数は、10名以上となるよう募集に努めること。

①実施期間・実施回数

令和6年10月中旬から令和6年11月下旬までに、計2回実施すること。
両方とも同じ内容ではなく、第1回と第2回のいずれも受講することによりセミナー受講者が学ぶ内容とすること。

②実施日時・実施会場

セミナー受講者が参加しやすいような開催日、時間帯、場所を設定すること。
なお、会場の確保や調整など、実施にあたり必要な運營業務を行うこと。

③セミナーの内容

次のテーマが含まれた内容とすることとし、三重県の承認を得ること。

ア 農泊、リフレッシュプログラムの概念

(ア) 国の農泊推進の考え方(農泊の理想像と農泊を推進する上での必須事項)

(イ) 自然環境などの「そこにしかない」コンテンツをベースに、リフレッシュできる農作業や地域の自然・文化体験、人的交流などの営みを含めトータルでプログラム化し、その地域だからこそできる滞在経験を企業の労働者や大学生等に提供するリフレッシュプログラム(リフレッシュできる要素を組み入れた農泊)の考え方

(ウ) 地域資源の掘り起こし及びリフレッシュプログラムの磨き上げの方法

イ リフレッシュプログラムの作り方

リフレッシュプログラム推進に必要なマーケティング(顧客ニーズの理解と対応)や集客に必要なプロモーション(広報)等の収益を上げ持続的に活動していく知識とリフレッシュプログラムを作成する上でのポイントの整理

④リフレッシュプログラムの作成支援

ア セミナー受講者に作成させるリフレッシュプログラムの様式を作成すること。内容は、「令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書様式(農泊推進対策)」を参考にすること。

(参考) 農林水産省ホームページ(令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書 掲載)

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/240209_301-7.html

イ セミナー受講者にリフレッシュプログラムを作成させ三重県に提出すること。

ウ 提出期限は、三重県と協議して決定するものとするが、セミナー受講者がリフレッシュプログラムの作成を開始する日付は受託者の提案とする。

エ セミナー受講者からのリフレッシュプログラム作成に係る問合せについては、セミナー以外の場でも随時対応すること。

オ リフレッシュプログラムの作成にあたっては、個々の消費者の需要を喚起

する通常の農泊とは異なり、会社の人事・福利厚生部門、大学の教員（クラスの担任・ゼミの教員）などに魅力を訴求できるプログラムとすること。また、1人から受け入れる通常の農泊とは異なり、複数人以上の集団を受け入れるプログラムとすること。なお、自然環境などの「そこにしかない」コンテンツをベースに、農業や地域の自然・文化体験、人的交流などの営みを含めトータルでプログラム化し、その地域だからこそできる滞在経験を企業の労働者や大学生等に提供できる内容とすること。

⑤セミナーの広報（チラシの作成・配布など）及びセミナー受講者の募集に係る業務は、受託者が主体となって行うこと。

⑥欠席者への対応

セミナーの欠席者に対し、資料送付等を行うこと。

(2) リフレッシュプログラムの磨き上げ

セミナー受講者から提出されたリフレッシュプログラムの中から、実現性が高いプログラムを選定し、それぞれのプログラムに対して、受託者がセミナー受講者に対し専門家視点によるアドバイスなどを行いモニターツアーの企画・実施に向けた磨き上げを行うこと。

① 実施期間

令和6年12月上旬から令和7年1月中旬まで
前倒しにしても差し支えない。

② リフレッシュプログラムの選定方法

選定に当たっては、以下の指標を含めた「審査基準」を作成し、三重県とともに審査を行い、得点の上位3つのプログラムを選定すること。ただし、総得点が上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないものとする。

- ・農泊であること
- ・リフレッシュという目的への適合性
- ・実現性
- ・採算性

③ 磨き上げの方法

ア 選定した3つのリフレッシュプログラムに対して、当該プログラムを連携して提供する者や、地域における集客施設等の代表者などの関係者からのヒアリングのほか、必要に応じて現地視察等を行い、専門家視点によるプログラ

ムの磨き上げを行うこと。

イ 農泊地域の魅力を生かし、農泊をビジネスとして実施できるリフレッシュプログラムにすること。

(3) モニターツアーの企画・実施

磨き上げた3つのリフレッシュプログラムをもとに、モニターツアーを企画・実施すること。

① 実施期間

令和6年1月中旬から令和7年2月下旬まで
前倒しにしても差し支えない。

② 実施方法

ア リフレッシュプログラムの磨き上げを行った3地域において、旅行業法に基づいた1泊ツアーを1回ずつ行うこと。

イ ツアー実施日は、当該プログラムを提供するセミナー受講者と協議の上決定すること。

ウ ツアー参加人数は、リフレッシュプログラムの磨き上げを行った3地域において各10名程度を基本とし、全体で30人以上とするが、リフレッシュプログラムの磨き上げを行った3地域の受入体制に応じて決定すること。

エ 受託者は、旅行者が、セミナー受講者など旅行サービス提供者から、必要な旅行サービスを受けるための手配をする。

ここで、旅行サービスとは、宿泊、食事、体験などのサービスをいう。

オ モニターツアー出発地までの旅費、モニターツアー帰着地からの旅費及びモニターツアー中の体験以外の食事や参加者が任意で飲食する際の費用については、参加者の自己負担とすること。

なお、モニターツアーの出発地から帰着地までの旅費やプログラムの体験費用、宿泊費、保険料については、委託料に含め、参加者が現地で代金を支払うことがないように手配すること。

カ 受託者は、モニターツアーの広報・告知及び参加者の募集、申込みの受付、催行に伴う問い合わせ、旅行契約の締結等の一切の業務を行うこと。

なお、モニターツアーの参加者は、三重県の農泊やワーケーションに興味がある企業や大学等をターゲットとすること。

キ ツアーを催行し、記録写真の撮影を行い、報告書を作成すること。

なお、記録写真及び報告書は、県の内部資料とするために求めるものであり、広報に用いるものではないため、記録写真については、事業を実施したことが分かるものであればよい。ただし、写真に写る人の肖像権を侵害しないようにすることとし、写真に写る人から写真を撮ることの了解を得る

こと。

ク ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等（死亡 400 万円、入院保険日額 2,500 円、通院保険金日額 1,000 円以上）に加入させること。

ケ モニターツアーの実施にあたっては、別途業務で実施予定の効果検証（心理的影響を定量的に評価するための唾液アミラーゼ活性値を用いた測定）に協力すること。原則として、当該効果検証に同意していただけることを参加条件として参加者募集をすること。1つのツアーにつき、全員の同意ではなくても8割以上の参加者の同意があれば差し支えない。同意いただいた方にのみ当該効果検証にご協力いただくものとする。

③ ツアー参加者へのアンケート調査の実施とリフレッシュプログラムの更なる磨き上げ

ア リフレッシュプログラムの更なる磨き上げを目的に、参加者のニーズや満足度の調査を実施すること。

イ 上記アンケート調査結果を分析の上、分析結果を踏まえて、各農泊地域のリフレッシュプログラムの磨き上げのためセミナー受講者へ助言を行うこと。

ウ スケジュール面で可能であれば、別途業務で実施予定の効果検証の結果も考慮してリフレッシュプログラムの磨き上げのためセミナー受講者へ助言を行うこと。

5 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務完了報告書を作成のうえ、下記のとおり提出すること。

(1) 業務完了報告書の提出

① 提出期限

令和7年3月14日(金)

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

- ・業務完了報告書（事業実施による効果をとりとまとめたもの。ただし、セミナー実施報告書・モニターツアーの実施報告書に、この委託業務実施による効果を記載している場合は、「業務完了報告書」と題し、受託者から三重県あての「業務が完了したので報告する」旨を記載した送付状のみで可）
- ・セミナー実施報告書（実施日時や参加人数、セミナーの内容がわかるもの）

- ・モニターツアーの実施報告書（記録写真付き）
 - 4（3）②キの報告書に、4（3）③のアンケート分析結果を記載したもの
 - ・3地域分のリフレッシュプログラム（モニターツアー実施後に実施したアンケート調査を元に修正したもの）
- ※印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

(2) その他

- ① 報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

リフレッシュプログラム（※太枠内が本業務の範囲である）

- 4（1）リフレッシュプログラム作成のためのセミナーの実施
- ・セミナーの実施（①～③、⑤・⑥）
 - ・リフレッシュプログラムの作成支援（④）



- 4（2）リフレッシュプログラムの磨き上げ



- 4（3）モニターツアーの企画・実施

※4（3）②ケ「効果測定」は別業務として実施予定



- 5 業務完了後の提出書類

・成果物：3地域分のリフレッシュプログラム等



企業や大学をターゲットとした新たな需要の開拓



農山漁村地域の活性化

6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物（上記5（1）③の提出物をいう。以下同じ）の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、

成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、リフレッシュプログラムの著作権は、当該プログラムを考案した受講者が著作権を有するものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

(4) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。